

ごあいさつ

理事長 栗谷 弘海

早いもので、障害児・者人権ネットワークはNPO法人を取得してから15年を迎えました。任意団体としての活動期間を含めると約30年が経ちます。設立当時はこれほど長く続くとは思っていませんでした。現在ネットワークの活動は月1回のペースで続いています。

障害児・者人権ネットワークは障害者の人権の確立を目指す啓発活動、特に弱い立場である障害者の人権擁護を推進して行こうと団体として設立されました。当事者はもとより、家族、市民、専門家、特に弁護士さんに入って頂いたのはその後の活動に大きな力となりました。

世界の動きとしては、1981年国連総会において「国際障害者年」が採択され、翌年の1982年に「障害者に関する世界行動計画」が決議されました。1983年からは「国際障害者の10年」も始まりしました。

アメリカでは、障害者団体の運動が実を結び、1990年ブッシュ政権の時、障害者差別禁止法である「ADA法」（アメリカン ウィズ ディスアビリティ アクト、障害をもつアメリカ人法）が制定されました。内容は、障害を理由とした差別を禁止するもので、「ADAの衝撃」といわれ、全世界に大きな衝撃を与えました。日本国内でも障害をもつ人や障害者団体、障害者に関わる人たちが大きな衝撃を受け、アメリカに視察に出掛けました。これを契機として、その後、今は亡き副島洋明弁護士が全国障害問題弁護団を立ち上げました。その後、障害者の人権の確立を目指す障害者団体、当事者、福祉関係者、専門職の人々、市民によびかけ、東京で一同に会し、障害者の人権確立について議論し、共通認識を持ちました。これを一度限りの集会で終わらせるのではなく、継続しなければならないと多くの参加者から声上がり、当時の清水建夫法律事務所を事務局に置き、現在の障害児・者人権ネットワークが任意団体として誕生しました。翌年にはカリフォルニア州にあるバークレーという障害者運動発祥の地に赴き、障害当事者間の交流を行いました。帰国後、報告会が開かれました。

日本の福祉は、1970年「心身障害者対策基本法」が制定されて以来、措置という国家が障害者を施設に隔離する施策を行い、障害者には「人権」というものはありませんでした。障害者の自立と人権の確立の必要性が社会で受け止められ、全国に広がり、ついに1993年障害者

の自立と社会参加を目的とした「障害者基本法」が制定され、施行されました。この法律は障害のある人々のための施策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにしました。

2006年12月13日国連総会で「障害者権利条約」が採択され、日本では8年後の2014年1月20日批准され、同年2月9日発効しました。しかし条約が批准され、国内法が整備されたからといって、障害者に対する差別や偏見がなくなったわけではありません。今後も障害者の人権を確立するというこの1点を基本に据え、地道な活動を続けていきましょう。

本日は遠方より、また、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございました。折角の機会です。どうぞ楽しく飲んで、食べて、おしゃべりして、新たなお友達をたくさんつくってお帰り下さい。
今後とも障害児・者人権ネットワークをよろしくお願い致します。

2017年3月25日